

建設業者の皆さんへ

令和4（2022）年度建設工事請負契約書の改正等について

1. 改正内容

建設工事請負契約書第3条【工事工程表及び請負代金内訳書】について下記のとおり改正します。

改正前	改正後
<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表（以下「工程表」という。）を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、請負契約を変更する場合には変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。</p> <p>3 受注者は、<u>発注者から</u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）<u>の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に</u>提出しなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表（以下「工程表」という。）を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、請負契約を変更する場合には変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。</p> <p>3 受注者は、<u>この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、</u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）<u>を作成し、発注者に</u>提出しなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>

2. 改正目的

建設業の担い手育成及び確保のため、法定福利費等の実際の施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、更に下請企業へ適正に支払われるよう、建設工事において、法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認を行います。

3. 内訳書提出方法等

①提出期限

契約締結後14日以内

②提出場所

工事発注課

③法定福利費算出方法

法定福利費額の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアル（町ホームページに掲載）に準拠する等により適切に算出してください。

4. 法定福利費額の確認

請負代金内訳書に明示された法定福利費額が、発注者の設計法定福利費概算額の1／2未満である場合は、算出根拠を確認いただきます。

5. 適用時期について

改正事項については、令和4（2022）年6月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用します。